報告第４号

中条町・黒川村任意合併協議会専門部会規程

（趣旨）

第１条　中条町・黒川村任意合併協議会規約（以下「規約」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、中条町・黒川村任意合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　専門部会は、中条町・黒川村任意合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第２条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

（組織）

第３条　専門部会は、両町村の長が指名又は任命した職員（以下「職員」という。）をもって組織する。

（役員）

第４条　各専門部会に次の役員を置く。

(1)　部会長　１名

(2)　副部会長　１名

２　役員は、職員の互選により定める。

（役員の職務）

第５条　部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

２　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集する。

２　部会長は、会議の議長となる。

３　部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

４　専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第７条　部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

（庶務）

第８条　専門部会の会議の庶務は、規約第１０条第１項の規定する事務局において処理する。

（委任）
第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成１５年１２月２５日から施行する。